

				1 単位：11.12円 (川崎市 2級地)				
介護保険		サービス内容略称	訪問看護 単位数	料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
訪問 看護 費	20分未満	訪看 I 1	313	3,480円	348円	696円	1,044円	
	30分未満	訪看 I 2	470	5,226円	523円	1,046円	1,568円	
	30分以上60分未満	訪看 I 3	821	9,129円	913円	1,826円	2,739円	
	60分以上1時間30分未満	訪看 I 4	1,125	12,510円	1,251円	2,502円	3,753円	
	理学療法士	(A) 1回あたり20分	訪看 I 5	293	3,258円	326円	652円	978円
	作業療法士	(B) 1回あたり40分	訪看 I 5 (293×2)	586	6,516円	652円	1,304円	1,955円
	言語聴覚士	(C) 1回あたり60分	訪看 I 5・2超 (264×3)	792	8,807円	881円	1,762円	2,643円
	・1日に3回以上の訪問看護 I 5を行う場合、(C) 1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定します。							
	・早朝(6～8時)、夜間(18～22時)は25%増、深夜(22～翌6時)は50%増となります。但し、緊急訪問の場合は月の2回目以降に加算されます。							
	加算			訪問看護 単位数	料金	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
緊急時訪問看護加算(月1回)		緊急時訪問看護加算 1	574	6,382円	639円	1,277円	1,915円	
特別管理加算(月1回)		訪問看護特別管理加算(I)		500	5,560円	556円	1,112円	1,668円
		訪問看護特別管理加算(II)		250	2,780円	278円	556円	834円
ターミナルケア加算(適応時・予防除く)		訪問看護ターミナルケア加算	2,000	22,240円	2,224円	4,448円	6,672円	
長時間訪問看護加算(1時間30分以上/特別管理加算対象者/1回につき)		訪看 I 4・長	300	3,336円	334円	668円	1,001円	
複数名訪問加算 (1回につき)		30分未満	訪看 I 1～I 2・複	254	2,824円	283円	565円	848円
		30分以上	訪看 I 3～I 4・複	402	4,470円	447円	894円	1,341円
退院時共同指導加算		訪問看護退院時共同指導加算	600	6,672円	668円	1,335円	2,002円	
初回加算		訪問看護初回加算	300	3,336円	334円	668円	1,001円	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の利用者負担額 総単位数に地域単価(川崎市 11.12円)を掛けた額が費用総額となり、費用総額の1～3割が利用者負担額となります。 ・訪問看護は主治医の指示のもとに行われ、主治医が交付する訪問看護指示書が必要となり、状態によって1～6カ月に1度発行されます。医療機関より、訪問看護指示書料の請求がありますので、ご了承ください。 ・受給者証の種類によって、公費負担が適用され、自己負担額が軽減される場合があります。 								
その他の費用(消費税等込)		永眠時の処置代					22,000円	
		自費の訪問看護(30分あたり)					5,500円	
		キャンセル料(但し、急な容態変化による場合、キャンセル料は徴収しない)					なし	
		・訪問前日17時45分までに連絡があった場合					なし	
		・連絡がない、もしくは訪問前日17時45分以降に連絡があった場合					1,100円	
通常のサービス提供を超える費用(消費税等込)		区分支給限度額を超えてサービスを利用されたい場合などは、介護保険外の						
		サービスとなり、全額自己負担となります。						
		通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、実費徴収。自動車を使用した場合の交通費は以下の通り。						
		・通常の事業の実施地域を越えて、片道5キロメートル未満					550円	
		・通常の事業の実施地域を越えて、片道5キロメートル以上					1,100円	